

独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院における
売店・自動販売機設置の公募の公示

令和2年4月1日からの当病院内における患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための売店・自動販売機の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり参加申込に必要な書類を揃えて（封書で封印。）提出願います。

令和元年12月13日

独立行政法人地域医療機能推進機構
二本松病院 院長 六角 裕一

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院における売店・自動販売機
設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等の利便及び職員の福利厚生を目的に売店・自動販売機の運営の全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はしない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

【参考】第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - 二 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 三 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 四 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 五 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 六 前各号に類する行為を行なった者
- ② 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」または「役務の提供等」の参加資格を持ち、東北地域の競争契約の参加資格を有する者であること。
- ③ 福島県及び宮城県内に事業者の本店または支店（営業所）を有していること。
- ④ 法人等を設立して5年以上経過しており、売店・自動販売機運営について、良好な運営実績があること。
- ⑤ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ⑥ 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この企画競争の企画書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険

（注）各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度

更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(2) 企画書を特定するための評価基準

- ① 企画書の提出者の能力
同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ② 担当予定スタッフの能力
スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ③ 売店・自動販売機の運営方針等
運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲
- ④ 運営者からの提案
企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

- ⑤ 賃貸料見積の妥当性
- ⑥ 売上に係る手数料

3.手続等

(1) 担当課・係

〒964-8501 福島県二本松市成田町一丁目553番地

独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院 総務企画(経理)契約係

電話 0243-23-1231 Fax 0243-23-5086

(2) 仕様説明書の交付期間及び場所

- ① 令和元年12月13日(金)～令和2年1月17日(金)まで
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)
- ② 交付場所
「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

- ① 登録期限
令和2年1月20日(月) 13時00分

② 登録場所及び方法

「(1)に同じ「公募型企画競争入札参加申込書」(持参又は郵送)」

必要書類・・・様式1

様式2

様式3

様式4

全省庁統一入札参加資格票(写)

委任状(必要に応じて)

(4) 企画書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和2年1月22日(水)13時00分

② 提出場所及び方法

「(1)に同じ「企画提案書」(各7部を持参又は郵送)」

必要書類・・・様式5

様式6

企画書(別紙1)

売店、自販機等の事業実績資料(任意様式)

会社案内(パンフレット等)

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書は無効

(2) 契約書作成の要否……要(定期建物賃貸借契約の予定)

(3) 企画書のヒアリング……必要に応じて実施

(4) 関連情報を入手するための窓口……上記「3.(1)」に同じ

(5) 詳細は、別紙「仕様書」による

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人 地域医療機能推進機構
院長 六角 裕一 殿

住 所(所在地)

氏 名(法人名) 印
(代表者 または 委任者)

電話番号 : () -
FAX番号 : () -
E-mail :

(以下「当社」という。)は、 独立行政法人地域医療機能推進機構
二本松病院 に係る入札管理番号 00036-01 の 売店・自動販売機設置・運営事業
における入札(以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報
(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

- 第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される
一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。
- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
 - (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
 - (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
 - (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
 - (5) 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

- 第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か黙示を問わ
ない。)を行なわないことを当社は了承します。
- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求
その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

- 第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書に
おいて認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。
- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の
役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、
また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を
完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

- 第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者
に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。
- (1) 顧問弁護士、会計監査人
 - (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求めると
計士、その他外部の専門家
 - (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官
公署
 - (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にか
かる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴機構の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、貴機構より指定された地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上